

令和8年2月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和8年 3月 6日（金） 開会 午前 9時59分
閉会 午後 1時 8分

場所 第9委員会室

出席委員 柿沼貴志委員長
戸野部直乃副委員長
栄寛美委員、松本義明委員、宇田川幸夫委員、細田善則委員、齊藤邦明委員、
高橋政雄委員、木村勇夫委員、中川浩委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
吉澤隆県土整備部長、加来卓三県土整備部副部長、
飯塚雅彦県土整備部副部長、伊藤太一参事兼河川砂防課長、
小山省吾県土整備政策課長、坂田竜也県土整備政策課政策幹、
奥広文建設管理課長、松井千依用地課長、永井儀男道路街路課長、
吉岡一成道路環境課長、田島清志河川環境課長

小山直紀収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]
伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市政策・公園局長、
中村克まちづくり局長、齊藤浩信都市整備政策課長、
石川修都市計画課長、荒井正之市街地整備課長、武田敦弘産業基盤対策幹、
遠井文大公園スタジアム課長、小松克枝建築安全課長、金澤圭竹住宅課長、
秋葉裕子営繕課長、田島和彦設備課長

北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、西村憲一下水道局副参事、
豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、
藤原直樹下水道事業課管路対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第40号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第41号	埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例)	原案可決
第43号	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第50号	訴えの提起について	原案可決
第51号	訴えの提起について	原案可決
第53号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

第 6 1 号	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	原案可決
第 6 2 号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について	原案可決
第 6 9 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 9 号）のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係	原案可決
第 7 7 号	令和 7 年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 8 号	令和 7 年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 4 号	令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 5 号）	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

松本委員

- 1 第61号議案について伺う。個別の質問の前に、そもそも今回、調べたところ12回目の変更同意ということであるが、この同意という議案に関しては、今回は特に値上げであるため、県が主体的に値上げの内容を決めているわけではなく、あくまで管理しているところからの提案なのか、大前提として伺う。
- 2 今回は料金の見直しであるが、先ほど一部説明があったが、改めてその理由はどのようなところにあるのか。また、このタイミングで見直す理由について伺う。
- 3 物流関係の話が先ほどあったが、今回大口多頻度割引の継続をしなければ、料金水準の値上げはせずとも済むのではないかということも、資料を見ると思うが、料金水準の値上げを抑えるようなやり取りはあったのか伺う。
- 4 議案第62号急傾斜地の関係であるが、そもそも埼玉県内には急傾斜地が何か所ぐらいあり、また、現在何か所ぐらい対応できているのか伺う。
- 5 急傾斜地の対応を行うに当たって、この事業をどのように実施するのか伺う。

県土整備政策課政策幹

- 1 首都高速道路株式会社では、今回の事業の内容変更にあたり、学識者などを加えた検討会を設置し、維持管理コスト、サービスの在り方について検討を進めてきた。今回の事業の変更は、引き続き首都高を適正に維持管理していくため、この検討会での議論を踏まえ、首都高速道路株式会社が経営判断したものである。料金の額や徴収期間という事業の内容を変更する場合、県の議決が必要と定められているため、県に同意申請があった。今回の申請は、首都高が通る埼玉県のほか、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、さいたま市にも提出されており、各議会で審議されている。
- 2 先ほども説明したとおり、昨今の急激な労務費、材料費の高騰により、首都高速道路の維持管理コストの上昇が著しく、道路の安全、安心、サービスの提供が困難な状況となっていることから、利用料金を値上げすることにより対応したいと伺っている。なぜ今見直すのかということであるが、首都高速道路株式会社では、首都高速道路の安全、安心を確保していくために、設備の最適化、業務の効率化など、経営改善を進めているが、労務費、材料費がこの10年で約1.4倍まで上昇しており、今回料金水準を見直すことで、当面5年間の維持管理コストを確保したいということで、利用料金を値上げる対応に至ったと伺っている。
- 3 料金水準を据え置き、大口多頻度割引を継続しない場合、割引制度を利用する首都圏の物流事業者などは大きな負担増となる。物流事業者への大幅な負担増は、結果として、広く消費者に対する影響が及ぶ懸念や、首都高を回避する車両が一般道へ流入するなど、周辺環境への影響が懸念される。このため、当面の対応として、5年間の維持管理費を確保するため、料金水準の引上げを1割にするとともに、大口多頻度割引の期間も継続させていくものである。

参事兼河川砂防課長

- 4 土砂災害防止法に基づく急傾斜地の土砂災害警戒区域であるが、県内3,618か所である。このうちの程度対応したかという質問であるが、令和6年度末時点で、123か所の整備が完了し、現在8か所で事業を実施している。

- 5 先ほど申し上げた土砂災害警戒区域3, 618か所のうち、国の交付金が活用できる箇所が、保全対象に人家が10戸以上あることや避難助、要配慮者利用施設などがあるという要件を満たすところである。これらの箇所から対策を進めており、これが約600か所になる。中でも、埼玉県では避難場所や要配慮者利用施設が立地している箇所から優先的に整備を実施している。事業の実施に当たっては、地元市町村からの事業費の一部負担や土地所有者からの事業用地の寄附などをお願いしており、これらの条件が整った箇所から事業を実施している。

松本委員

- 1 確認であるが、61号の関係で、様々な会議も踏まえた経営判断の中で、首都高速道路株式会社からこのような値上げをしたいという内容に対して、あくまで県は同意をするということを、値上げであるため、改めて県が主体的に値上げをするのではないという、このような認識でよいかを伺う。
- 2 第62号議案であるが、先ほど急傾斜地の箇所数を聞いて少し驚いたが、3,600か所あり、現在対応済みが120か所で、特に危ないところが600か所ということであつたと思うが、今回も4か所であり、工事をする優先順位は危険度であるのか、それとも工事のしやすさであるのか。県が国からの交付金を受けているため、交付金が増えれば、どんどんできるということなのか。優先順位とお金の関係がどのようになっているのか、どのような判断でこの4か所を選んでいるのか伺う。

県土整備政策課政策幹

- 1 まず、少し首都高速道路について説明をするが、首都高速道路は、東北道や関越道といった、全国的な幹線道路の一部をなす高速自動車国道という位置付けではなく、首都圏の交通の円滑を図る、地域的な道路の位置付けとされている。このため道路法上は、県道、東京都であれば都道として認定されており、県としては道路管理者の立場にある。首都高は先ほども説明したとおり、国の許可を得て、本来の道路管理者である埼玉県に代わり、首都高速道路の新設であったり、更新、維持管理、料金の徴収を代行している。この料金や維持管理については、事業の内容で定められており、これについて国の許可を得ている形になる。したがって、今回の維持管理費のコスト増に伴う料金水準の値上げについては、現行の計画では耐えられないということで、首都高速道路株式会社が経営判断をして、埼玉県に同意を求めているという内容である。

参事兼河川砂防課長

- 2 指摘のとおり、国の交付金の事業ということで、先ほど申し上げた要件として、人家10戸以上というものがある。比較的大規模ということになる。その中でも、避難所、要配慮者利用施設が保全対象に含まれるものと考えている。国のまとめた資料によると、自力避難が困難な高齢者や幼児が、日本の人口の約3割である一方で、土砂災害の被害を受けた死者、行方不明者の数が約半分に上るという資料もある。そのような中で、避難所や要配慮者利用施設を優先的に事業化する計画を立てている。国の交付金があれば、もっと事業を進められるのかということについては、指摘いただいたこともある一方で、埼玉県の負担もあるため、そこは調整をしながらになると考える。

松本委員

- 62号の先ほどの国の予算があればという話で、三千何箇所でも120か所しか対応でき

ておらず、大規模、小規模といろいろあるのかもしれないが、そこに人が住んでいるわけで、一刻も早く対応することが基本的なスタンスだと思う。国の予算との関係であれば、県として国に当然求めている部分であったり、国の予算を待たずしてやらなければならないことは、県が独自で行う部分があるのか。このスピードで行っていた場合、何百年かかるのかという感じであるため、もう少し県が、どのように主体的にこの対策に取り組むのかを伺う。

参事兼河川砂防課長

確かに予算が潤沢にあれば、より事業をスピードアップさせることができると思うが、数が非常に多いため、ハード整備に加えソフト対策も併せて、つまりはいち早く危険が迫ったら逃げるといようなことを、地元自治体と一緒に連携して、住民の方をお願いをしているところである。そのため、危険な区域の指定や避難を迅速に行っていただくための危険情報の周知、連絡、そのようなソフト対策も併せて進めており、大切な人命が失われることがないように対策を講じている。

県土整備部長

松本委員の62号の件について、補足で回答する。今回の4か所も、急傾斜地が崩壊したときに大規模な災害になるところである。急傾斜地の高さが30メートル以上あり、その被害の状況により優先度を決めている。それに加えて、先ほど課長から説明したとおり、急傾斜地の工事を行うに当たっては、土地所有者から寄付の同意を得て、工事に入ることから、土地の提供等を総合的に判断して、優先順位を決めている。

宇田川委員

首都高速道路株式会社の件であるが、恐らく値上げだけでは、抜本的な解決はかなり厳しい状況かと思う。しかも、海外の状況でガソリンもこれから上がっていく状況の中で、首都高速株式会社が、今後どのような解決策であったり、ビジョンを見せていくのかを、資料などでまた説明いただきたい。すぐに答弁はできないと思うので、今後の動向をまた知らせていただいたり、何か情報があれば提供していただきたいと思うが、その辺りのところを伺う。

県土整備政策課政策幹

宇田川委員からの質問にお答えできる範囲で回答する。まず、先ほども説明したとおり、首都高速道路株式会社として、設備の照明のLED化であったり、維持管理の在り方でコスト縮減は普段から取り組んでいただいている。そのような中で具体例としては、ほぼ橋りょう構造であり、ジョイントと呼ばれる継ぎ目が数多くあるが、そのようなところの維持管理にお金がかかるため、ジョイントをなくして、継ぎ目をなくすような形で、ふだんの維持管理コストを下げるような取組であったり、交通量が多いため夜間工事になるが、今までは随時夜間工事を行っていたところを、大規模に24時間通行止めにするような路線を作り、一気に維持管理の工事を進めていくようなことで、経費の縮減などを図っていると伺っている。首都高の料金水準などについては、今回も有識者による検討会を設置し、様々な案を出していただいた中で、料金水準を1割上げて、物流事業者の割引制度も5年間継続するという経営判断に至ったようであるが、この検討会については引き続き設置され、今後のサービスの在り方などは引き続き議論していただくと伺っているため、何か情報があれば、委員には資料提供させていただく。

飯塚県土整備部副部長

政策幹の説明に少し補足させていただくが、宇田川委員が言われるのは、恐らく首都高速道路株式会社が5年の延伸ということで、その先はどのようになるのかという話だと思う。まず、老朽化に伴う大規模更新については、料金徴収期間を延伸して賄うこととしている。今回の変更については、人件費や資材価格の高騰ということで、5年先を見据えているが、それから先については、人件費や物価高騰が不透明なため、それについては先ほど政策幹から回答したように、委員会の中で検討されていくことと考えている。

宇田川委員

私が心配しているのは、安全を担保するためには財源が必要になる。値上げをするだけでは、限界があるのではないかと思う。やはりどこかから財源を持ってくる必要もあり、その辺りの工夫について、会社も国と連携をしているので、そのところをしっかりと議論していただき、やはり値上げだけではもう無理というところの明確な判断と、使っていただく皆様にも理解を頂くことが、これからは必要ではないかということが、私の観点であるので、その辺りの具体的な議論が始まっているのかどうかも含めて、今後は委員会等でまた知らせていただき、重要性は皆さん分かっていると思うため、財源をやはりどうするかというところは判断をしていかなければならないと思う。その辺りのことが分かったら、また知らせていただきたい。（意見）

諸井委員

- 1 まず、69号議案の補正予算について、今回県土整備全体で130億の減額ということであるが、特に道路と河川などで減額になっているが、減額補正の理由はどのようなものであるのか。入札の不調や用地取得が遅れているなど様々あると思うが、どのような理由があり、どの程度影響があったかを伺う。
- 2 執行状況であるが、今年度における公共工事の入札の不調の件数は何件ぐらいあったか。それは前年度と比べて増えているのかどうか伺う。また、主な原因はどのようなものであるかも伺う。
- 3 そのようなことが発生したとき対応として、設計単価見直しであったりと、様々な対策があるかと思うが、どのような対応を現状取っているのか伺う。
- 4 77号の用地事業の特別会計の補正であるが、減額が結構大きいと思うが、この減額補正の理由を伺う。また、用地取得が進まなかった案件など、用地交渉が長期化していることがあれば、その事例はどのようなものがあるか伺う。
- 5 61号は今議論が出たが、取りあえず5年ということであるが、5年後はまた値上げをしていくように考えているのか。県としてはどのように考えているのか伺う。
- 6 例えば、過去は川口の料金所から羽田空港まで行っても、600円、700円ぐらいであったと思うが、今は1,150円である。しかし、渋滞がなくなったわけではなく、道が良くなったという気もしないが、そのような中でどんどん値上げだけして対応するのは、会社の経営努力としてはどうであるのかということと、先ほど話があった、値上げを少しずつ、100円、200円ずつ値上げをしていくのは、利用者にとって大きな負担であるが、会社としては長期的に見て、その対応で延々とやっていくのか。どのように県としては考えているのか。何か聞いていることとなど情報があれば伺う。

県土整備政策課長

- 1 減額の理由であるが、今回の補正は、12月定例会で補正を、国の補正予算、防災・

減災、国土強靱化の推進に連動して計上させていただいたが、内示額の減によるものである。これまでは、国の補正予算の成立後の内示を受け、補正すべき金額が確定してから補正予算を要求していたが、今回は補正予算の効果をできるだけ早く発現させるため、過去の状況を踏まえて見込みで補正予算を計上させていただいたため、内示減が発生した。

建設管理課長

- 2 県土整備部の不調不落の状況であるが、今年度、件数で申し上げますと2月末時点で30件となっている。昨年度は1年間で27件となっている。その前は60件程度あったため、近年は減少傾向にある。また、不調不落の考えられる原因であるが、例えば、資材価格の高騰、あとは技術者不足ということが主な原因と考えている。
- 3 資材価格の高騰への対応についてであるが、例えば、資材価格を毎月改定するようにしている。また、技術者不足については、工事全体の施工時期の平準化であったり、一定の要件はあるが、技術者の兼務を認めることで効率的な配置に努めている。

用地課長

- 4 委員の指摘のとおり、用地交渉の困難ということが大きい。例えば、代替地の選定に時間を要したり、繰越しの理由にもなっているが、アスベスト調査に時間を要して、今年度の予算を措置できなかった事例があると聞いている。私が認識しているのはこの二つである。

県土整備政策課政策幹

- 5 今回の料金水準の引上げは、先ほども説明しているとおり、昨今の労務費であったり、資材費の高騰分を含めた維持管理コストに対応するための費用を確保するため、当面5年間の事業費を確保するために、1割程度の料金を値上げさせていただくというものである。その後についてであるが、先ほど副部長からも説明したとおり、今後、労務費、資材費がどこまで上昇を続けるかという社会情勢にもよると思うが、首都高としても、引き続きコスト縮減に努められるところは努め、料金水準がなるべく維持できるよう取り組んでいると伺っている。
- 6 首都高速道路の事業の内容を変更するに当たっては、埼玉県の同意とともに、国の許可を得なければならないことになっている。国とまず首都高の間でどのような議論が交わされるか、埼玉県としても引き続き首都高に情報提供を頂きながら、首都高速道路のサービス水準が低下しないような取組を続けていただければと考えている。

諸井委員

- 1 69号に関して、県道の公共工事に関してであるが、県債の額が56億ぐらい減額となっているが、これはどの事業でどの箇所の減額に連動しているのか伺う。
- 2 県債の減の要因が事業遅れであれば、先ほども繰越しが生じるという話があったが、翌年度以降工事量の平準化はどのように考えているのか、どのような対応を取るのかを伺う。
- 3 起債には交付税措置がある有利なものがあると思うが、今回県債が減ることにより、交付税措置のある有利な起債をしっかりと利用しているのか、財源の最適化をどのように行ったのか伺う。

県土整備政策課長

- 1 歳出予算の事業概要の各事業に、どの事業に県債が充てられているか記載しているの
で、そちらを確認いただきたい。
- 2 経済対策等で12月に補正を認めていただいた分については、事業期間を確保する意
味でやむを得ないところもあり、繰越しを計上させていただいた。
- 3 県債をできるだけ活用し事業を進めるよう、今回についても、有利な起債が充てられ
る事業については、可能な限りそちらを活用して予算は計上させていただいた。

諸井委員

平準化について回答がなかったので再度伺う。

建設管理課長

事業の平準化の関係であるが、平準化の目的として、第1四半期、4月、5月、6月の
通常業務量が減少しているところの件数を上げていく取組をしているところであり、例え
ば、ゼロ債務と繰越しの件数も一定程度見込んでいる。繰越しをすると、4、5、6月の
工事稼働件数も増えることになるため、ゼロ債務、繰越し工事、そのようなものを見込んで、
全体として年間の平準化に努めているところである。

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

栄委員

- 1 都市整備部関係から第50号議案の訴えの提起について伺う。滞納に関することで、対象者が3名となっている。これまでにこの対象者に対して、具体的にどのような対応を取ってきたのか伺う。
- 2 3人のうち2人は住宅に住んでいるということであるが、明渡し後の住まいはあるのか伺う。
- 3 第69号議案、埼玉県一般会計補正予算の都市整備部関係についてであるが、繰越明許費の設定として約40億円を計上しているが、どのような事業で、どの程度設定しているのか伺う。また、主な繰越理由について伺う。
- 4 下水道局関係で第53号議案、損害賠償の額を定めることについて伺う。インフラ事業者への損害賠償について、詳しい内容を伺う。今回のこの対象は2者とのことであるが、地下に埋設されているインフラ施設の対象となるのがこの2者のみであったのか、なぜ2者に限られているのか伺う。
- 5 次に補正予算に関連し、八潮市道路陥没事故対応の一部経費について、県の一般会計で補助していくということであるが、具体的にどの経費に対して補助をするのか、詳しい内容を伺う。
- 6 八潮陥没事故の対応経費のうち、最終的に住民負担として転嫁される金額はどのようなになっているのか伺う。

住宅課長

- 1 資料に番号が書いてあるが、番号1の方は、直近1年間で文書20回、電話等42回、訪問23回の接触を図ったところである。令和7年夏以降、連絡に一切応じることがなく、滞納が継続しているものである。番号2の方は、直近1年間で文書12回、電話等29回、訪問7回の接触を図った。意思疎通はできているが、約束を反故にするようなことが常態化している。番号3番の方は、直近1年間で文書6回、訪問21回の接触を図ってきたが、連絡が取れていない。電気、水道、ガスのメーターや郵便ポストの状況から見て、現在は当該県営住宅に居住していない様子で、居所不明となっている。
- 2 県営住宅の明渡しについては、住まいの確保に支障がないよう、市町村と緊密に連携して対応してきている。番号1の方については、現在連絡が取れない状況であるが、退去後の生活に支障がないよう、市の福祉サイドと緊密に連携して対応する。番号2の方は、令和7年6月の面談では、月収200,000円程度あると聞いており、その後も働いているため、住まいの確保は可能かと思われる。

都市整備政策課長

- 3 繰越明許費の内訳であるが、公園関連事業において、35億3,871万8千円、土地地区画整理事業において、3億6,813万3千円、その他の事業において6,906万3千円を設定している。繰越しの主な理由であるが、公園関連事業は、関係機関との調整に不測の日数を要したことが主な理由であった。また、土地地区画整理事業においては、移転補償の交渉等に不測の日数を要したことが主な理由である。

下水道局副参事

- 4 損害賠償の詳しい内容であるが、今回は道路陥没事故の起きた場所に設置されていたインフラ設備が陥没により破損したことに對して、その設備の撤去費用や仮復旧に要した費用を賠償するものである。具体的な状況であるが、1者は電気事業者で、交差点の歩道に設置されていた地上の電柱が陥没穴に落下し、破損したことに加え、電柱に接続されていた電線、通信線、及び電柱を支えるワイヤーが破損したものである。もう1者は電気通信事業者で、道路陥没に伴い、地下に埋設されていたメタルケーブルと光ケーブルが破損したものである。このほか、12月定例会の補正予算で認めていただいた、県が土木的措置や復旧工事を実施する際に支障となったガスパイプや工業用水道管などのインフラ設備の撤去、それからサービス継続のための仮設備を設置した費用などについては、復旧工事による損失として、各インフラ事業者に補償として対応している。今回は、道路陥没そのものが原因でインフラ設備が破損した2者に対して、破損に伴い生じた費用について、復旧工事に伴う損失の補償ではなく、損害賠償で対応するものである。

下水道管理課長

- 5 八潮市道路陥没事故対応経費のうち、今回受益者負担とすることが適当でない経費について、一般会計から補助を受けることとなった。具体的に一般会計の補助対象とする経費は、救助にかかる経費、損害賠償、工事に伴う補償、事故現場やその周辺での対策に係る経費で、補助の方法は、企業債の元利償還金に対して補助をするものと、事業費の財源に直接補助するものがある。企業債の元利償還金に対する補助は、企業債の各年度の元利償還金の額のうち、交付税措置分を除いた額、通常の事業であれば、流域市町の負担になる部分について、一般会計から補助をするものである。今回の補正予算では、八潮市道路陥没事故対応経費の財源として、令和6年度末に発行した企業債の利子のうち、地方交付税措置を除いた額である352万6千円について、一般会計から補助を受けることとしている。企業債の償還期間は20年間であることから、令和8年度以降も同様に、毎年度一般会計から補助を受けることになっている。また、今回の補正予算には、陥没により直接損害を受けたインフラ事業者に対する損害賠償も計上しており、この財源として4,757万円が一般会計から補助されることとなっている。このほか、昨年8月下旬から申込みを受け付けているその他の補償の予算4,230万円全額については、既に一般会計から補助を頂いている。これらを合計し、令和29年度までに一般会計からの補助は、合計で117億6,108万9千円と見込んでいる。
- 6 先ほど説明したように、受益者負担が適当でないとする救助に係る経費や損害賠償などについては、一般会計から補助をすることとし、一方で、今後も流域の方々が使用する下水道施設の整備費、具体的には、新しい下水道管とマンホール、下水道管の敷設に当たり実施した管底の地盤改良経費の2分の1については、流域の方々に負担いただきたいと考えている。下水道施設の改築や更新費用のうち、国庫補助金や企業債元利償還金のうち、地方交付税で措置される部分を除いた額は、通常維持管理負担金の算定対象としている。流域市町に負担いただくのは、新しい下水道管など、流域の方々が使う下水道施設の整備費のうち、国庫補助金や地方交付税措置を除いた企業債の元利償還金、総額4.3億円、これを20年間にわたり、処理水量で割ってなると、立方メートル当たり0.12円ほどになると見込んでいる。元利償還金に対する負担については、令和7年度から5年間の予定で現行単価を適用しており、次の単価改定の算定対象にさせていただく予定である。これは流域下水道の経費として、住民の方々が支払になる下水道使用料の対象経費になるが、下水道使用料は、公共下水道の維持管理费用なども含ま

れるため、下水道使用料を幾らにするのか、最終的な住民負担が幾らになるかは、各市町の判断によるものと考えている。

松本委員

- 1 第40号について伺う。マンションの建替えの法律である。法律改正に伴うものであるが、高さ制限の緩和が追加されたということであるが、どのようなマンションが対象になるのか、また、緩和されることになった背景はどのようなものか伺う。
- 2 第41号である。県営住宅基金の廃止の関係であるが、こちらも背景をまず伺う。県営住宅を取り巻く状況も含めて答弁していただきたい。県営住宅はそれぞれあると思うが、人口増加期に新築でたくさん作られたときの収支の状況と、この基金が主に修繕費に充てられているため、そのような観点から伺う。
- 3 今回の基金廃止により、建替えや維持管理において必要となる結構な規模の予算の制限は、一般会計との兼ね合いで特に制限はされないという考えでよいのか伺う。

建築安全課長

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律については、老朽化したマンションの増加が今後見込まれるため、耐震性のないマンションなどの建替えなどを円滑に進めるため、手続や容積率の緩和の特例などを定めているものである。今回容積率の緩和に加え、高さ制限の緩和が追加される法改正がされたところである。この制限緩和の対象となるマンションは、耐震性の不足や外壁落下の危険性があるものなどとして、特定行政庁の認定を受けたマンションとなる。高さ制限が緩和措置された背景について、従前からある容積率の緩和は、床面積を増やして建替えることを可能とすることで、その増加分の売却により、区分所有者の費用負担を軽減し、建替えを進めていこうとするものである。この容積率の緩和の際に、道路斜線などの高さの制限が支障となる場合が存在していたことから、今回特定行政庁の許可による特例として、高さ制限の緩和が追加されたものである。

住宅課長

- 2 背景について、県営住宅基金の設置目的は、県営住宅の管理及び建設に要する経費の財源に充てるためと規定されており、県営住宅事業特別会計における財政調整の役割を担ってきた。委員の指摘のとおり、県営住宅の築年数が浅い段階では、老朽化が進行していないため、多額の修繕費等を計上する必要がないなどの理由により、特別会計において収支黒字が発生していたため、県営住宅基金へ積立てすることができた。しかしながら、現在県営住宅として管理している約27,000戸のうち、約3分の1を占める住宅が、昭和40年代後半から昭和50年代に建設されており、それらの建替えや大規模改修等により生じた収支不足に対して基金を活用してきたが、基金残高が令和7年度末見込みで、約8,000万円まで減少したため、廃止することとした。
- 3 今後も県営住宅事業特別会計においては、制度的な収支不足が生じる見込みであるため、収支不足を一般会計から繰り入れることで収支均衡を図り、県営住宅事業の運営に支障がないよう対応していく。その上で、県営住宅の建替え事業や大規模改修工事においては、国庫補助や県債等の特定財源を最大限活用して、必要な財源を確保していく。あわせて、令和4年度に策定した県営住宅ストックマネジメント方針に基づき、地域のニーズに応じて供給できるよう、計画的に建替え等を進めていく。

中川委員

県営住宅の議案について、県庁としては14年後の2040年までの県営住宅の整備方針を既に打ち出されているため、大枠を教えていただきたいが、県が県営住宅を建てている部分と、民間のアパートなどの物件を借り上げて、既に県営住宅を運営しているわけであるが、当然14年後は、大幅な人口減少、大幅な高齢化の中で時代が随分変わってきている。人口が減少すれば、土地の価値も大きな様変わりをしてもおかしくない中で考えると、借上げの割合を増やしていくのかどうかを、県営住宅ストックマネジメント方針に、いつまでに明記をするのか。2040年、2035年と、それは執行部の権限であるため、具体的に何か申し上げることはないが、しかるべき時期までの割合は、このように現在考えているというがあるか伺う。

住宅課長

県営住宅ストックマネジメント方針について、委員の話にあったとおり、今後2040年、あるいは2060年にかけての県営住宅のあるべきストック数を推計する方針である。その中で、当然ストックを考える上では、県営住宅のみならず、公営住宅全般並びに民間の賃貸住宅なども含めてストックの検討がされている。これについては、年収300万未満の世帯における借家の種別が、民間賃貸住宅、UR等の公的賃貸住宅を含めて9割という現状もある。よって、民間の住宅セーフティネットにおける役割は非常に大きいものと考えている。その中で、現行の県営住宅ストックマネジメント方針において、公的な賃貸住宅、民間の賃貸住宅の比率は考慮せずに推定の値を出しているが、その割合についてどのようになっていくのかという点については、今後検討をしていくが、現時点で民間賃貸住宅においては、居住サポート住宅など新たな制度も増えていることから、民間賃貸住宅に依存していく割合は高まっていくのではないと考えている。そのような面も含め、県営住宅ストックマネジメント方針についても、令和4年度の策定以来、社会の状況の変化等もあるため、近々に見直す時期を検討していく。

中川委員

県議として平成23年からお世話になっており、県土都市整備委員会に恐らく6年以上在籍させていただいていて、何が申し上げたいかという、5回ほど質問をしているテーマなので、いつまでに方針を示されるのか伺う。

住宅課長

方針を見直す時期については、令和4年度策定ということになるため、おおむね3年ほど経ったところであるが、5年後をめどに見直しの時期を検討していく。

中川委員

大野知事によると、5か年の最終年度が来年度と、締めくくりの時期という用語を使っているが、来年度の見直しは行わないということか。

住宅課長

現時点で、来年度の見直しは考えていない。

【付託議案に対する討論）】

中川委員

先ほどの県営住宅の関係であるが、この１年間はインフラの維持管理がいかに難しいかを県庁職員も痛感した１年であったと思うため、次の５か年でこの県営住宅の、皆さんの住んでいる地域も公団は幾らでも空いていると思うため、民間とのバランスについて検討していただきたく賛成討論である。